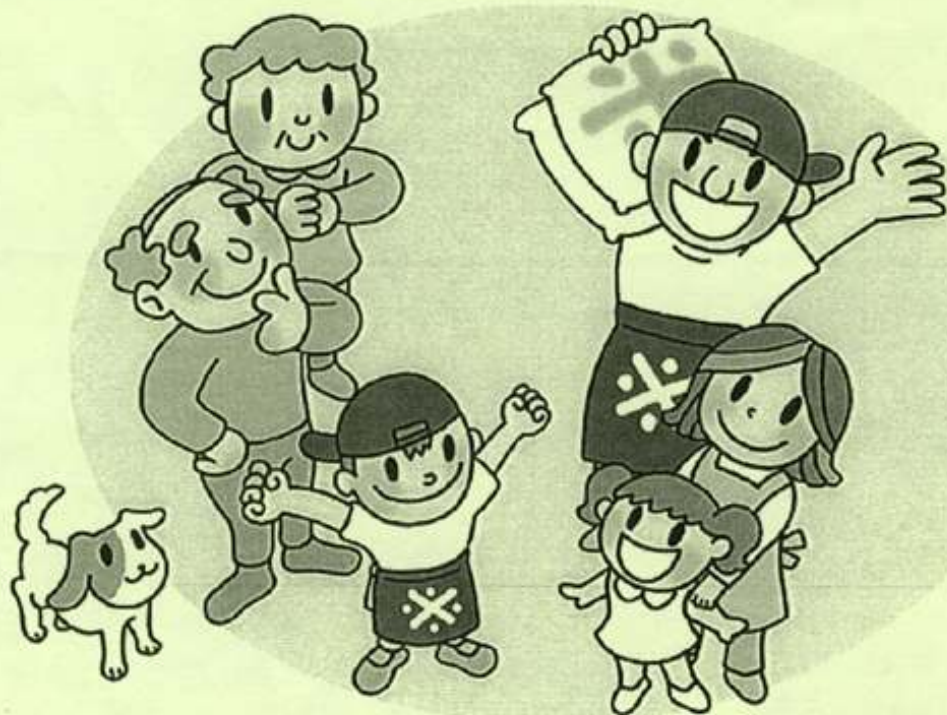

全 米 販 の 医 療 保 障 共 済



全国米穀販売事業共済協同組合
共済部

医療保障共済のあらまし

全米販の医療保障共済／8つの特長

- 1 割安な共済費で安心の保障が得られる
掛け捨て共済です。
- 2 病気・不慮の事故による入院・所定の手術を保障します。(継続2日以上入院がお支払いの対象となります。一部、日帰り手術も対応しています。)
- 3 配偶者も加入できます。(本人加入前提)
- 4 業務上・業務外を問わず、保障されます。
- 5 1年毎に必要な口数を選択できますので、保障の見直しが容易です。
- 6 配当金がない分、割安な共済費を実現しております。
- 7 共済費は、ご指定の口座より毎月振替させていただきますので、集金や振込みなどの面倒な手続きが不要です。
- 8 医師の診査がなく、加入者ご自身の健康告知だけでご加入いただけます。

共 済 費 (月払) 本人(10口まで) 配偶者(8口まで)

申 込 口 数		10 口	8 口	5 口	3 口
入院見舞金日額		10,000 円	8,000 円	5,000 円	3,000 円
共 済 年 齢 (10月1日時点の年齢)	14歳6ヵ月超 ～19歳6ヵ月	2,850 円	2,280 円	1,430 円	870 円
	19歳6ヵ月超 ～24歳6ヵ月	3,410 円	2,730 円	1,710 円	1,030 円
	24歳6ヵ月超 ～29歳6ヵ月	3,770 円	3,020 円	1,890 円	1,140 円
	29歳6ヵ月超 ～34歳6ヵ月	3,900 円	3,120 円	1,950 円	1,180 円
	34歳6ヵ月超 ～39歳6ヵ月	3,920 円	3,140 円	1,970 円	1,200 円
	39歳6ヵ月超 ～44歳6ヵ月	4,180 円	3,340 円	2,090 円	1,260 円
	44歳6ヵ月超 ～49歳6ヵ月	4,650 円	3,720 円	2,330 円	1,410 円
	49歳6ヵ月超 ～54歳6ヵ月	5,580 円	4,460 円	2,790 円	1,680 円
	54歳6ヵ月超 ～59歳6ヵ月	6,800 円	5,440 円	3,400 円	2,050 円
	59歳6ヵ月超 ～64歳6ヵ月	8,810 円	7,050 円	4,410 円	2,650 円
	64歳6ヵ月超 ～69歳6ヵ月	12,110 円	9,690 円	6,060 円	3,640 円

■ 加入年齢条件と加入口数条件

毎年10月1日現在、組合加入事業所に正常に勤務されている健康な役員・従業員(本人)及び、健康で日常生活を送っているその配偶者のうち以下に該当する方が加入対象です。

(本人) 14歳6ヵ月起69歳6ヵ月以下の方。

(配偶者) 16歳以上69歳6ヵ月以下の方。

ただし…

※配偶者とは公的医療保険制度(健康保険)の加入者であり、かつ本人と同一戸籍の方が対象となります。

※配偶者の加入は本人の加入が前提となります。

※当組合を脱退または退職した場合は当制度からも脱退となります。

※本人が解約したとき(死亡・退職含む)は、配偶者も解約となります。

※配偶者は、8口までで、かつ本人口数の範囲内となります。

■ 共済期間

10月1日から翌年9月30日までの1年間とします。特にお申し出がない限り、自動更新いたします。

■ 責任開始期

保障は毎年10月1日から開始されます。

ただし、中途加入の方の保障は毎月1日からの開始となります。

■ 中途での変更

共済期間途中での、加入口数の変更は取り扱いできません。

氏名変更の場合は、担当窓口までお申し出下さい。

■ 申込のスケジュール

9月23日：共済費口座振替
(第1回目)

10月1日：責任開始期

■ 共済費の払込(月払い)

毎月23日(当日が休日の場合は、翌営業日)にご指定の口座より一家族単位で振り替えます。

■ 病院または診療所とは

病院または診療所とは次のいずれかに該当したものとします。

①医療法に定める日本国内にある病院または診療所(四肢における骨折・脱臼・捻挫または打撲に関し、施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)

②前号の場合と同等と当組合が認めた日本国外にある医療施設

※その他詳細は約款にあります。

加入口数と受取額

あなたのライフスタイルに合わせてご選択ください。

加入者	加入口数	入院見舞金 1日あたり①	手術見舞金(①に対する倍数)		
			10倍	20倍	40倍
本人	3口	3,000円	3万円	6万円	12万円
	5口	5,000円	5万円	10万円	20万円
	8口	8,000円	8万円	16万円	32万円
	10口	10,000円	10万円	20万円	40万円
配偶者	3口	3,000円	3万円	6万円	12万円
	5口	5,000円	5万円	10万円	20万円
	8口	8,000円	8万円	16万円	32万円

入院見舞金日額は、以下のとおり区分されております。

■ 短期入院見舞金

治療を目的として継続して2日以上「病院または診療所」に入院した場合、「入院見舞金日額×入院日数」をお支払いします。1回の入院につき4日分、通算して60日分までがお支払い限度です。

■ 入院見舞金

治療を目的として継続して5日以上「病院または診療所」に入院した場合、「入院見舞金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めて4日)」をお支払いします。

1回の入院につき180日分、通算して1,000日分までがお支払い限度です。

■ 手術見舞金

治療を目的として「病院または診療所」で所定の手術を受けた場合、手術1回につき、入院見舞金日額の10倍又は20倍又は40倍をお支払いします。同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。

ご選択例

加入者	共済年齢	加入口数	共済費(月)	40日病気で入院し、手術(40倍)をした場合
本人	42歳	10口	4,180円	入院見舞金 40万円
				手術見舞金 40万円
配偶者	37歳	8口	3,140円	入院見舞金 32万円
				手術見舞金 32万円
計	—	18口	7,320円	—

<見舞金のお支払い・受取人>

- 見舞金のお支払事由が生じたときは、すみやかにご連絡下さい。必要書類を回送いたします。
- 受取人は、配偶者の分も含め本人となります。
- 見舞金支払に際し、提出された診断書上に対象となる備病名が明記されていれば、加入者本人が了知している(病名告知を受けている)ものとしてお支払いします。
- 当パンフレットに記載のない事項は全米販共済事業約款に基づきます。

ご加入のみなさまへ ～医療保障共済見舞金のお支払いについて～

“ご加入のみなさまへ”は、見舞金のお支払いについての大切なことからわかりやすく説明したものです。ぜひ一読され、見舞金の内容を正確にご理解いただけますようお願いいたします。

I. 見舞金のお支払いについて

1. 見舞金の種類とお支払いについて 責任開始期以後共済期間中に、被加入者が次のお支払事由に該当された場合に、見舞金をお支払いします。

名 称	こんな場合にお支払いします。
入院見舞金	治療を目的として継続して5日以上「病院または診療所」に入院した場合、「入院見舞金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めて4日)」をお支払いします。 1回の入院につき180日分、通算して1,000日分までがお支払い限度です。
短期入院見舞金	治療を目的として継続して2日以上「病院または診療所」に入院した場合、「入院見舞金日額×入院日数」をお支払いします。 1回の入院につき4日分、通算して60日分までがお支払い限度です。
手術見舞金	治療を目的として「病院または診療所」で所定の手術を受けた場合、手術1回につき、入院見舞金日額の10倍又は20倍又は40倍をお支払いします。 同時に2種類以上の手術を受けた場合には、最も見舞金倍率の高い whichever 1種類の手術を受けたものとみなします。

2. 入院について 入院とは、次のすべての条件を満たすことを要します。

- その被加入者についての責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、共済期間中に開始した入院であること
(注)被加入者がこの共済契約の更新後に、その被加入者についての責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被加入者についての責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被加入者についての責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること
医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による手術を含む)が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、以下の病院または診療所等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」には該当しません。

3. 「病院または診療所」の定義について

「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に關し施術を受けるため、当組合が特に認めたる柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)およびこれと同等と当組合が認めたる日本国外にある医療施設とします。

4. 主契約の入院給付金に関する補足

- (1) 2回以上入院された場合
被加入者が入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった「不慮の事故による傷害または疾病」が、同一方医学上重要な関係があると当組合が認めるときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の見舞金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- (2) 転入院または再入院された場合
入院見舞金のお支払いについて、被加入者が転入院または再入院をした場合には、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当組合がこれを認めるときは、継続した一回の入院とみなします。
- (3) 入院中に保険期間が満了した場合
被加入者が入院見舞金のお支払事由に該当する入院中に共済期間が満了し、ご契約またはご契約のその被加入者に対応する部分を更新しない場合には、共済期間満了後のその入院については、共済期間中の入院とみなします。
- (4) 入院した原因が複数である場合
被加入者が入院見舞金のお支払事由に該当する入院を開始したとき、または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

II. 見舞金をお支払いできない主な場合について

次のような場合には見舞金をお支払いできませんので、お申し込みの際に特にご注意ください。

- ①共済契約者もしくは被加入者の故意または重大な過失によるとき(注1)
- ②被加入者の犯罪行為によるとき
- ③被加入者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ④被加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑤被加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑥被加入者の薬物依存によるとき
- ⑦地震、噴火、津波または戦争その他の疫乱によるとき(注2)
- ⑧告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除されたとき

※注1：家族特約を付加してご加入されている場合には、その主契約の給付金受取人の故意または重大な過失によるときも、家族特約の給付金のお支払いはできません。

※注2：該当被加入者数の増加が、この共済の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、全米販はその程度に応じ、見舞金の全額または削減した金額をお支払いすることがあります。

III. 見舞金のご請求について

- 見舞金のお支払事由が生じたときは、すみやかに加入窓口へご連絡下さい。
- 請求書類は、加入窓口で用意してあります。加入窓口を経由して当組合へご提出下さい。

個人情報の取り扱いに関する事項

- 本組合では、組合員・加入者から収集した個人情報を必要な範囲で次の目的に利用します。
- ア. 共済契約の締結、契約維持管理
 - イ. 共済事故の見舞金支払
 - ウ. 共済案内・サービス
 - エ. 本組合が行う他の事業による商品・サービス
 - オ. 適正な見舞金の支払を認るために委託した調査会社による調査・連絡等

毎共済年度初めの更新募集時は、自動更新方式ですが、新規加入に加えて、増額・減額も取扱います。期中の中途募集時は新規加入のみの取扱いとなります。

当パンフレットは医療保障共済の概要を抜粋したものです。
ご不明な点がございましたら、右記までお尋ねください。



全米販

全国米穀販売事業共済協同組合

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15
TEL: 03-4334-2140 FAX: 03-4334-2147

作成2008年12月